

# 会津坂下町ばんげひがし公園・鶴沼公園指

## 定管理者募集要項

令和3年9月24日

会津坂下町

### 1 施設の概要

施設の名称	① ばんげひがし公園 ② 鶴沼緑地公園
施設の所在地	① 会津坂下町大字福原字殿田98番地外 ② 会津坂下町字上口字705番地外
施設の概要	施設の内容 ①町民プール：屋内プール（6コース長さ25m）、流水プール（水深100cm・長さ120m）、外 ②野球場：野球場施設（グラウンド・スタンド）、外 ③テニスコート（全天候型）6面 ④多目的広場 2面 ⑤ゲートボール場4面 ⑥その他、資料1「施設の内容」、資料7「委託業務仕様書」のとおり

### 2 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

### 3 料金について

利用料金制を採用します。

指定管理者は、町が支払う当該施設の管理運営に要する委託料のほか、施設の利用者が支払う料金や、自主事業による収入等を自らの収入とすることができます。

施設の利用料金は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を経て定めることができます。

### 4 指定管理者の募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用します。

選定は、指定管理者選定委員会を設置し、この要項に基づく応募書類の審査、ヒアリング等を行い、指定管理者の候補を選定します。

## 5 指定管理者公募のスケジュール

項 目	時 期
募集要項の公表・配布期間	9月24日(金)～10月25日(月)
説明会の開催日	9月30日(木)
募集要項に関する質問書の受付	10月1日(金)～10月13日(水)
募集要項に関する質問書の回答	10月19日(火)
申請の受付期間	9月24日(金)～10月25日(月)
ヒアリング・選定委員会の開催	10月下旬～令和4年1月
指定管理者の指定	3月 令和4年第1回議会定例会
指定管理者との協定の締結	令和4年3月
指定管理業務の開始	令和4年4月
選定結果の公表	令和4年4月

## 6 応募者の資格・制限

### (1) 応募者の資格

会津坂下町内に本店もしくは支店（契約権限を有する者が常駐していること。）を有する団体であること。

### (2) 応募者の制限

団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同項を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- カ 国税及び地方税を滞納している者

(3) 申請書類等

ア 申請書（第1号様式）

イ 申込み資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
6 (1)	法人の場合		・ 法人登記簿の謄本 ・ 団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
	非法人の場合		・ 団体の規約
6 (2) ア及びイ	法人の場合		・ 不要
	非法人の場合		・ 代表者の身分証明書
6 (2) ウ及びエ			・ 6 (2) ウ及びエに該当しない旨の申立書（様式2）
6 (2) カ	国税及び地方税	納税義務がある場合	・ 納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・ その旨を記載した申立書（様式2）

ウ 管理業務の計画書（様式3）

エ 管理に係る収支計画書（様式4）

オ 団体の経営状況を説明する書類

- ・ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- ・ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ・ 現事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに町民プールの管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

カ 団体の活動内容等を記載した書類

- ・ 事業報告書（作成している場合のみ）
- ・ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募要項の承諾

応募者は応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 重複提案の禁止

各団体とも、一施設につき提案は一案とします。複数の提案はできません。

ウ 提案内容の変更の禁止

提出された応募書類の内容は、変更・追加はできません。ただし、応募書類に記載の役員の辞職・死亡等の場合はこの限りではありません。

エ 応募者の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合、又は募集要項に定める手続きを遵守しない場合は失格とします。

オ 応募書類の取り扱い

応募書類の返却はいたしません。また、応募者による開示に関しての特別な記載がない限り、町の情報公開の対象文書となる場合があります。

カ 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、別紙応募辞退届（様式5）を提出してください。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

7 応募の手続き

(1) 応募書類の配布・問い合わせ先

下記により、応募書類等を配布します。または町ホームページからダウンロードにより入手してください。

会津坂下町建設課都市土木班

〒969-6592 会津坂下町字市中三番甲 3662 番地

TEL 0242-84-1506 FAX 0242-83-1365

(2) 説明会の開催について

下記により説明会を開催しますので、申請を希望される団体はご参加ください。なお、別紙参加申込書（様式6）を事前に提出してください。

- ・開催日時 令和3年9月30日(木) 10時から
- ・開催場所 会津坂下町役場 中会議室
- ・参加人数 1団体につき2名以内
- ・申込締切 令和3年9月28日(火)まで

(3) 質問書の受付について

募集内容に関する質問を下記により受け付けます。

- ・受付期間 令和3年10月1日(水)～10月13日(水) 午後5時まで
- ・受付方法 別紙質問書（様式7）に必要事項を記入の上、FAX または電子メールで上記問い合わせ先に送付してください。

(4) 質問書の回答について

質問書に関する回答は、FAX 又は電子メールにて行います。

(5) 申請書類の受付について

申請書類は下記により受け付けます。

- ・ 提出期間 令和3年9月24日(金)～10月25日(月)
- ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- ・ 提出場所 会津坂下町建設課都市土木班  
〒969-6592 会津坂下町字市三中三番甲 3662 番地  
TEL 0242-84-1506 FAX 0242-83-1365

(6) ヒアリングについて

ヒアリングの日程等の詳細は、後ほど応募者に通知します。

(7) 指定管理者の指定について

選定委員会で選定された団体は、「指定管理者の候補」であり、町議会の議決により指定管理者となります。

(8) 指定管理者との協定書締結について

町議会の議決によって決定した指定管理者と協定書を締結します。

(9) 業務の引継ぎについて

令和4年4月1日からの業務を支障なく行うための準備及び業務の引継ぎを行ってください。

8 基本的な選定の基準について

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(5) 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

## 9 業務の範囲について

### (1) 町民プール

#### ア 開設期間

- ・屋内プール 6月から9月までの土曜日及び日曜日。ただし、小中学校の夏休み期間は毎日。
  - ・屋外（チビッコプール及び流水プール） 小中学校の夏休み期間中。
- ※ 必要があると認めるときは、変更することができます。

#### イ 開館時間

区 分	開館時間
午 前	午前9時から午前12時まで
午 後	午後1時から午後4時まで
夜 間	午後5時から午後8時まで

※ 開館時間には、利用者の休憩時間が含まれています。なお、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まれていません。

※ 小学校が水泳学習等で使用する場合は、その時間に応じて開館する必要があります。（水泳記録会等）

※ 夜間の開館は、屋内プールのみです。

※ 開館時間は、必要があると認めるときは変更することができます。

#### ウ 安全対策

・安全対策要領等を作成し町の承認を得てください。また、実施段階における町の進行管理の確認を受ける必要があります。

### (2) 野球場（鶴沼球場）及び多目的広場（駐車場、敷地内緑地含む）

#### ア 開設期間

- ・野球場施設（駐車場合む）：4月から11月
- ※ 必要があると認めるときは、変更することができます。

#### イ 利用時間

- ・午前8時30分から午後5時まで
- ※ 必要があると認めるときは、変更することができます。

### (3) 鶴沼緑地

#### ア 開設期間

- ・敷地内公園緑地：テニスコート、多目的広場、ゲートボール場、は4月から11月までとし、河川敷公園緑地は4月から3月（降雪期間を除く）
- ※ 必要があると認めるときは、変更することができます。

#### イ 利用時間

- ・午前8時30分から午後5時まで

※ 必要があると認めるときは、変更することができます。

## 10 管理の基準について

### (1) 施設の維持及び管理

住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕、設備の点検、清掃、除草（草刈）、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難などの事故・事件の、予防等の施設の維持及び管理

### (2) 施設の使用許可

#### ア 町民プール

・ 団体等が専用利用の目的で利用する場合及び使用料の減免を申請する場合には、条例の規定による許可申請が必要になります。

#### イ 町民プール以外の施設

・ 条例に定める有料施設を利用する場合、条例の規定による許可申請が必要になります。

#### ウ 条例第2条の規程による行為の制限

・ 条例第2条第1項第1号から第4号に掲げる行為を使用とする者は、条例の規定による許可申請が必要になります。この場合、許可を受けた者に対して、条例第2条（別表2）に規定する使用料を徴収していただきます。

### (3) 施設の使用料の收受

条例第10条（別表2）に規定する使用料を徴収していただきます。

### (4) 上記業務に付随する業務

### (5) 施設管理に伴う人員の確保及び資格について

#### ア 町民プール

施設の管理運営を行うため、次の要件を満たしてください。

- ・ 受付事務の職員等を配置すること。
- ・ 監視員については、緊急時に対応するため「救急救命講習」を受講した証を有する職員等を配置すること。
- ・ 受付及び監視に要する人員は、施設の運営が安全に行われるために十分な人数を確保すること。
- ・ 機械、衛生、電気設備関係については、維持管理、点検業務が伴うため専門の知識を有する者を配置すること。ただし、専門業者に委託する場合を除く。
  - ・ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。
- ・ 申込みの時点で資格を保有する職員等がない団体は、令和3年度中に資格を取得すること。

#### イ 野球場（鶴沼球場）

施設の管理運営を行うため、次の要件を満たしてください。

- ・ 受付事務の職員等を配置すること。

- ・施設の運営が安全に行われるために十分な人数を確保すること。
- ・機械、衛生、電気設備関係については、維持管理、点検業務が伴うため専門の知識を有する者を配置すること。ただし、専門業者に委託する場合を除く。
  - ・施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。
- ・申込みの時点で資格を保有する職員等がない団体は、令和3年度中に資格を取得すること。
- ・野球場使用期間においては、適正なグランド整備ができる職員を配置すること。

#### ウ 鶴沼緑地

- ・受付事務の職員等を配置すること。
  - ・施設の運営が安全に行われるために十分な人数を確保すること。
- ※その他の管理業務については、資料7を参照して下さい。

#### (6) 会津坂下町個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、会津坂下町個人情報保護条例（平成11年条例第18号）第9条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して本町と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日本町と締結する協定において、本町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。（資料8）

#### (7) 会津坂下町行政手続条例の適用について

指定管理者は、会津坂下町行政手続条例（平成8年条例第13号）第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

#### (8) 非常時、災害時の対応について

ばんげひがし公園の施設は、会津坂下町地域防災計画において災害発生時の避難場所並びに緊急時の臨時ヘリポートに指定されているため、会津坂下町災害対策本部の決定並びに関係機関の要請により占有することがあります。この場合、既に決定した使用許可を取り消す必要があります。なお、災害時の使用については使用料を徴収しません。これにより発生する損害の賠償については資料9「リスク分担表」によるものとします。

### 11 モニタリング及び事業評価について

#### (1) 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告書を作成し、町に提出することとします。様式等については、町と指定管理者で協議の上定めます。

#### (2) モニタリングの実施

町は、指定管理施設の円滑な運営及び指定管理業務の実施状況を確認するため、モニタリングを行います。モニタリングの実施に関して必要な事項については、協定に規定することとします。



モニタリング等により、指定管理者の業務が要求水準を維持していないと認められるときは、町は業務の改善等の必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務停止・指定の取り消しができるものとします。

## 12 その他

### (1) 業務継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合は次のとおりとします。

#### ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、町は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、町は指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部・一部の停止を命じることができるものとします。

#### イ 指定が取り消された場合等の賠償

上記アにより指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部・一部が停止された場合、指定管理者は町に生じた損害を賠償するものとします。

#### ウ 不可抗力による場合

不可抗力、その他、町又は指定管理者双方の責めに帰すべきことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、町と指定管理者は、業務継続の可否等について協議することとします。その協議により、継続が困難と判断した場合、町は指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部・一部の停止を命じることができるものとします。

#### エ 業務の引継ぎについて

指定期間の終了もしくは指定の取り消しにより、次の指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく施設の管理運営業務ができるよう、引継ぎを行うものとします。

#### オ その他

その他、要項・協定書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町及び指定管理者の双方が誠意を持って協議することとします。

### (2) 町の責めに帰すべき事由により業務継続が困難になった場合の措置

ア 町は、指定期間中に、当該施設を廃止し、又は休止する場合などがあり、その場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部・一部の停止を命じることがあります。この場合、町は、あらかじめその旨を指定管理者へ通知します。

イ 指定の取り消し又は業務の停止により指定管理者に損害等が発生することがあつ

たときは、その損害を賠償します。町が損害を賠償する額は、町と指定管理者が協議して定めます。

ウ 町が、指定の取り消し又は業務の停止を命令した場合、指定管理者は、町に管理委託料の全部又は一部を返還しなければなりません。

(3) 災害等有事の際は、会津坂下町地域防災計画等に基づき、施設使用許可の有無にかかわらず町が使用できるものとします。

(4) 施設の内容（資料1）

(5) 有料公園施設の利用及び収入実績（資料2）

(6) 会津坂下町都市公園条例（昭和63年条例第8号）（資料3）

(7) 会津坂下町都市公園条例施行規則（昭和63年規則第6号）（資料4）

(8) ばんげひがし公園町民プール管理規則（昭和63年規則第9号）（資料5）

(9) ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園に係る経費の項目（資料6）

(10) ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園委託業務仕様書（資料7）

(11) 個人情報取扱特記事項（資料8）

(12) リスク分担表（資料9）